



中環審第 1016 号  
平成 30 年 2 月 22 日

環境大臣  
中川 雅治 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて  
(答申)

平成 13 年 9 月 25 日付け諮問第 17 号により中央環境審議会に対してなされた「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて（諮問）」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、答申する。

別添

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する  
環境基準の水域類型の指定の見直しについて  
(答申)

平成30年2月

中央環境審議会

## 生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し

### 1. 検討の概況

平成 13 年 9 月 25 日付け諮問第 17 号をもって環境大臣の諮問を受けた、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しが必要な水域のうち、渡良瀬貯水池（谷中湖）、荒川貯水池（彩湖）の 2 つの湖沼（貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）について検討を行った。検討対象水域の現在の化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定及び基準値並びに暫定目標及びその目標年度は以下のとおりである。

| 政令別表の一に掲げる水域                        | 水域              | 項目           | 基準値<br>(該当類型)        | 暫定目標<br>(目標年度)     |
|-------------------------------------|-----------------|--------------|----------------------|--------------------|
| 利根川水系の<br>渡良瀬川                      | 渡良瀬貯水池<br>(谷中湖) | 化学的酸素<br>要求量 | 3mg/L 以下<br>(湖沼 A)   | 7.4mg/L<br>(H29)   |
|                                     |                 | 全窒素          | 0.4mg/L 以下<br>(湖沼Ⅲ)  | 1.3mg/L<br>(H29)   |
|                                     |                 | 全燐           | 0.03mg/L 以下<br>(湖沼Ⅲ) | 0.078mg/L<br>(H29) |
| 荒川水系（埼玉<br>県及び東京都に<br>係るもの。）の<br>荒川 | 荒川貯水池<br>(彩湖)   | 化学的酸素<br>要求量 | 3mg/L 以下<br>(湖沼 A)   | 3.7mg/L<br>(H29)   |
|                                     |                 | 全燐           | 0.03mg/L 以下<br>(湖沼Ⅲ) | —                  |

### 2. 検討の結果

上記 2 つの湖沼について、現在の水質の状況、利水の状況、将来水質予測等を踏まえて検討を行った結果、各水域の環境基準の類型指定及び達成期間並びに暫定目標及びその目標年度については、以下のとおりとすることが適当である。

暫定目標については、おおむね 5 年ごとに必要な見直しを行うとされていることから、暫定目標の目標年度は、平成 34 年度とすることが適当である。

なお、暫定目標の設定に当たっては、以下の考え方を基本とした。

ア 暫定目標の検討にあたっては、最近の水質改善対策の効果や発生負荷量の変動を反映している直近の実測値（水質調査結果）も勘案し、将来において実現可能と考えられる範囲で最も良好な値を目指すことを基本とする。

イ 環境基準の達成が見込まれる水域においては、暫定目標を設定せず、速やかに環境基準の達成を図ることとする。

また、達成が見込まれない水域においては、実現可能と考えられる範囲で暫定目標を強化する。

ウ 従前の暫定目標に比べ水質の悪化が見込まれる場合は、実測値の推移等も考慮して、可能な限り水質悪化の防止が図られるような暫定目標を設定する。

## (1) 渡良瀬貯水池（谷中湖）

類型については、湖沼Ⅰ類型、湖沼Ⅲ類型に相当する水道及び水産の利用があることから、引き続き「湖沼Ⅰ類型・湖沼Ⅲ類型」とする。

化学的酸素要求量(COD)については、平成34年度の水質予測結果(6.1mg/L)から水質の改善が見込まれるものの、湖沼Ⅰ類型の基準値(3mg/L)を大きく上回り、現在見込み得る対策を行ったとしても5年後において達成が困難なため、達成期間は引き続き【ニ段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。】とする。

平成34年度までの暫定目標については、近年、将来水質予測結果を下回る実績値があることから、より良好な水質の実現が見込まれると判断し、将来水質予測結果の変動範囲の下限値である5.5mg/Lと設定する。

全窒素及び全リンについては、平成34年度の水質予測結果(全窒素1.1mg/L、全リン0.086mg/L)が湖沼Ⅲ類型の基準値(全窒素0.4mg/L、全リン0.03mg/L)を大きく上回り、現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は引き続き【ニ段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。】とする。

平成34年度までの暫定目標については、全窒素は、近年、将来水質予測結果を下回る実績値があることから、より良好な水質の実現が見込まれると判断し、将来水質予測結果の変動範囲の下限値である1.0mg/Lと設定する。また、全リンについては、将来水質予測結果の変動範囲の下限値(0.084mg/L)が平成29年度までの暫定目標を上回るものの、実測値の推移等も考慮し、過去に従前の暫定目標を満たす年があったことから、実現可能と考えられる最も低い値として従前の暫定目標値を据え置き、0.078mg/Lと設定し、今後、経過を見守りつつ、引き続き、段階的な水質改善を図ることとする。

## (2) 荒川貯水池（彩湖）

類型については、湖沼Ⅰ類型、湖沼Ⅲ類型に相当する水道の利用があることから、引き続き「湖沼Ⅰ類型・湖沼Ⅲ類型」とし、全窒素及び全リンの現況を踏まえ、引き続き全窒素は適用除外とする。

化学的酸素要求量(COD)については、平成34年度の水質予測結果(4.1mg/L)が湖沼Ⅰ類型の基準値(3mg/L)を上回り、また、近年の実測値の推移も考慮すると、現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は引き続き【ニ段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。】とする。

平成34年度までの暫定目標については、近年の水質の実測値が水質予測結果を大きく上回って推移しており、乖離がみられるものの、実測値の推移等も考慮し、

過去に従前の暫定目標を満たす年があったことから、現在見込み得る水質改善対策が行われることを前提に、実現可能と考えられる最も低い値として現行の暫定目標を据え置き、3.7mg/Lと設定し、今後、経過を見守りつつ、引き続き、段階的な水質改善を図ることとする。

全燐については、平成 23 年度から平成 26 年度の値が湖沼Ⅲ類型の基準値(0.03mg/L)を下回ることから、達成期間は、引き続き【イ 直ちに達成する。】とする。

以上を整理すると、以下の表となる。

| 政令別表による名称                           | 水域                  | 水域類型              | 達成期間 |  | (参考)<br>現行の類型  |
|-------------------------------------|---------------------|-------------------|------|--|--|
| 利根川水系の<br>渡良瀬川                      | 渡良瀬<br>貯水池<br>(谷中湖) | 湖沼 A              | 二    | 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。<br>COD：平成 34 年度までの暫定目標 5.5 mg/L                                 | 湖沼 A<br>COD：平成 29 年度までの暫定目標 7.4mg/L                                  |
|                                     |                     | 湖沼Ⅲ               | 二    | 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。<br>全窒素：平成 34 年度までの暫定目標 1.0 mg/L<br>全燐：平成 34 年度までの暫定目標 0.078mg/L | 湖沼Ⅲ<br>全窒素：平成 29 年度までの暫定目標 1.3 mg/L<br>全燐：平成 29 年度までの暫定目標 0.078 mg/L |
| 荒川水系（埼玉<br>県及び東京都に<br>係るもの。）の<br>荒川 | 荒川<br>貯水池<br>(彩湖)   | 湖沼 A              | 二    | 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。<br>COD：平成 34 年度までの暫定目標 3.7 mg/L                                 | 湖沼 A<br>COD：平成 29 年度までの暫定目標 3.7 mg/L                                 |
|                                     |                     | 湖沼Ⅲ<br>全窒素<br>を除く | イ    | 全燐：直ちに達成する   | 湖沼Ⅲ  |

なお、これらの貯水池は一般的なダム湖と運転管理の方法が異なるため、水質汚濁のメカニズムも異なると推測されることから、今後は、貯水池の運転管理状況や水質保全対策の効果などを注視しつつ、流入率をはじめとする関連の情報を整理し、貯水池の特性を考慮した水質予測手法について検討していく必要がある。

## 検討対象水域の水質予測結果について

1. 渡良瀬貯水池（谷中湖）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1

2. 荒川貯水池（彩湖）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1

別添 1. 暫定目標設定の考え方について・・・・・・・・・・ 別-1

別添 2. 暫定目標設定の考え方について（イメージ図）・・・・・・ 別-3